

○牛久市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則

平成26年3月20日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例（平成26年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(建築物等)

第3条 条例第2条第2号イに規定する規則で定める建築物等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 共同住宅、寄宿舍（いずれも賃貸の用に供するものを除く。）
- (2) 事務所、店舗
- (3) 工場、研究所
- (4) 学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
- (5) ホテル、旅館
- (6) 病院
- (7) 社会福祉施設
- (8) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する施設
- (9) 体育館、水泳プールその他のスポーツ施設
- (10) キャンプ場、遊園地その他のレクリエーション施設
- (11) 公会堂、集会場その他これらに類するもの

(賃貸の用に供する建築物の全部又は一部から除かれるもの)

第4条 条例第2条第2号ウに規定する規則で定めるものは、下宿とする。

(確認申請書及び添付書類)

第5条 条例第8条第1項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小規模水道の布設工事を必要とする理由を記載した書類
- (2) 小規模水道の布設工事をしようとする者が、国又は地方公共団体以外の法人又は組

合である場合は、定款、寄附行為又は規約の写し

- (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
- (4) 主要な水道施設の構造を明らかにする図面
(変更等に係る工事前の届出)

第6条 条例第9条の規定による小規模水道施設の変更等の工事に係る届出は、小規模水道施設変更等工事届（様式第2号）によるものとする。

(給水開始前の検査及び届出)

第7条 条例第10条の規定により行う水質検査は、当該小規模水道により供給される水が条例第5条の水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所において、次に掲げる項目及び消毒の残留効果について行うものとする。

- (1) 一般細菌
- (2) 大腸菌
- (3) カドミウム及びその化合物
- (4) 水銀及びその化合物
- (5) セレン及びその化合物
- (6) 鉛及びその化合物
- (7) ヒ素及びその化合物
- (8) 六価クロム化合物
- (9) 亜硝酸態窒素
- (10) シアン化物イオン及び塩化シアン
- (11) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (12) フッ素及びその化合物
- (13) ホウ素及びその化合物
- (14) 四塩化炭素
- (15) 1・4-ジオキサン
- (16) シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン
- (17) ジクロロメタン
- (18) テトラクロロエチレン
- (19) トリクロロエチレン
- (20) ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）

- (21) ベンゼン
- (22) 塩素酸
- (23) クロロ酢酸
- (24) クロロホルム
- (25) ジクロロ酢酸
- (26) ジブロモクロロメタン
- (27) 臭素酸
- (28) 総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン
及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)
- (29) トリクロロ酢酸
- (30) ブロモジクロロメタン
- (31) ブロモホルム
- (32) ホルムアルデヒド
- (33) 亜鉛及びその化合物
- (34) アルミニウム及びその化合物
- (35) 鉄及びその化合物
- (36) 銅及びその化合物
- (37) ナトリウム及びその化合物
- (38) マンガン及びその化合物
- (39) 塩化物イオン
- (40) カルシウム、マグネシウム等 (硬度)
- (41) 蒸発残留物
- (42) 陰イオン界面活性剤
- (43) ジェオスミン
- (44) 2-メチルイソボルネオール
- (45) 非イオン界面活性剤
- (46) フェノール類
- (47) 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)
- (48) PH値
- (49) 味
- (50) 臭気

(51) 色度

(52) 濁度

- 2 前項各号に掲げる項目の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に定めるところにより行うものとする。
- 3 条例第10条の規定により行う施設検査は、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設のうち、布設された施設について、条例第6条の規定による施設基準に適合するかどうかについて行うものとする。
- 4 条例第10条の規定により行う水質検査及び施設検査の結果の届出は、小規模水道給水開始前届（様式第3号）によるものとする。

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

（定期及び臨時の水質検査）

第8条 条例第11条第1項の規定により行う定期の水質検査は、小規模水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次に掲げる検査とする。

- (1) 1日1回行う消毒の残留効果に関する検査
- (2) 6月に1回行う前条第1項第1号、第2号、第9号、第11号、第35号、第39号、第40号及び第47号から第52号までに掲げる項目に関する検査
- (3) 1年に1回行う前条第1項第18号、第19号及び第20号に掲げる項目に関する検査

2 条例第11条第1項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げる検査とする。

- (1) 小規模水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行う前条第1項各号に掲げる項目のうち小規模水道の設置者が必要と認めるものに関する検査
- (2) 小規模水道の周辺で水等が汚染される事故等が発生し、小規模水道により供給される水が汚染されるおそれがあるときに行う前条第1項各号に掲げる項目のうち市長が必要と認めるものに関する検査

3 条例第11条第2項の規定による水質検査の記録は、小規模水道定期（臨時）水質検査成績書（様式第4号）によるものとする。

4 第1項第2号若しくは第3号又は第2項の規定による水質検査は、地方公共団体の機関又は市長の登録を受けた者に委託して行うことができる。

（衛生上必要な措置）

第9条 条例第12条の規定により小規模水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貯水池、浄水場、配水池及びポンプせいには、柵を設け、かぎをかける等人畜によって水が汚染されるのを防止すること。
- (2) 配水池、水槽等の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (3) 給水せんにおける水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合の給水せんにおける水の遊離残留塩素は1リットルにつき0.2ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム）以上とする。

（一部改正〔令和2年規則27号〕）

（管理責任者の設置の届出及び健康診断）

第10条 条例第14条第2項（条例第21条において準用する場合を含む。）の規定による管理責任者の設置の届出は、小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）管理責任者設置届（様式第5号）によるものとする。

2 条例第14条第3項（条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により行う健康診断は、管理責任者又は利用者において、病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、当該管理責任者が当該発生した感染症又は発生するおそれがある感染症の患者（病原体の保有者を含む。）であるかどうかについて行うものとする。

（設置者等の住所又は氏名の変更の届出）

第11条 条例第15条（条例第21条において準用する場合を含む。）の規定による設置者又は管理責任者の住所又は氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）の変更の届出は、小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）設置者（管理責任者）住所（氏名）変更届（様式第6号）によるものとする。

（地位の承継の届出）

第12条 条例第16条（条例第21条において準用する場合を含む。）の規定による設置者の地位の承継の届出は、小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）設置者地位承継届（様式第7号）によるものとする。

（廃止の届出）

第13条 条例第17条（条例第21条において準用する場合を含む。）の規定による廃止

の届出は、小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）廃止届（様式第8号）によるものとする。

（小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事着手前の届出）

第14条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 設置者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 小簡易専用水道又は簡易専用水道が設置される建築物等の所在地及び名称並びに用途
- (3) 水源となる水を供給する水道事業又は小規模水道の名称
- (4) 設置される受水槽及び高置水槽について次に掲げる事項
 - ア 槽の数、形状、寸法及び材質
 - イ 槽ごとの有効容量
 - ウ 槽の設置場所
- (5) 消毒設備の有無
- (6) 施設の概要図
- (7) 工事着手及び完了の予定年月日
- (8) その他必要な事項

2 前項の届出は、小簡易専用水道（簡易専用水道）布設工事届（様式第9号）によるものとする。

（変更の届出）

第15条 条例第19条に規定する規則で定める事項は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項とし、その届出は、小簡易専用水道（簡易専用水道）届出事項変更届（様式第10号）によるものとする。

（小簡易専用水道の管理基準）

第16条 条例第20条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を

認めるときは、第7条第1項各号に掲げる項目のうち、小簡易専用水道の設置者が必要と認めるものについて検査を行うこと。

- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(一部改正〔令和2年規則27号〕)

(小簡易専用水道又は簡易専用水道の水質検査)

第17条 条例第20条第2項の規定により行う小簡易専用水道又は簡易専用水道の水質検査は、当該水道より供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について毎年1回以上定期に第7条第1項第1号、第2号、第35号、第39号及び第47号から第52号までに掲げる項目について行うものとする。

2 条例第20条第3項の規定による水質検査の記録は、小簡易専用水道（簡易専用水道）定期水質検査成績書（様式第11号）によるものとする。

3 第8条第4項の規定は、第1項の規定による水質検査について準用する。

(一部改正〔令和2年規則27号〕)

(身分証明書)

第18条 条例第28条第2項の規定により当該職員の携帯する身分を示す証明書は、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例検査員証（様式第12号）とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

小規模水道布設工事確認申請書

年 月 日

牛久市長 様

設置者 住所 { 法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名 } (印)

下記のとおり、小規模水道の布設工事をしたいので、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第8条第1項の規定により関係書類を添えて確認の申請をします。

記

- 1 小規模水道の所在地
- 2 小規模水道の名称

(注) 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第2号（第6条関係）

小規模水道施設変更等工事届

年 月 日

牛久市長 様

設置者 住所 { 法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名 } (印)

下記のとおり、小規模水道施設の変更等の工事を行いますので、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 確認(届出受理)年月日及び確認(届出受理)番号
- 2 小規模水道の所在地及び名称
- 3 変更等を必要とする理由
- 4 工事の概要
工事前
工事後
- 5 工事の着手及び完了の予定年月日

(注) 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第3号（第7条関係）

小規模水道給水開始前届

年 月 日

牛久市長 様

設置者 住所 〔法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名〕 印

下記のとおり、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第10条の規定により水質検査及び施設検査を実施したので届け出ます。

記

- 1 確認年月日及び確認番号
- 2 小規模水道の所在地及び名称
- 3 給水開始予定年月日
- 4 水質検査の結果
- 5 施設検査の結果

(注) 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第4号（第8条関係）

小規模水道定期（臨時）水質検査成績書

小規模水道名					
設置者名					
所在地	TEL ()				
採水年月日	年	月	日	天候	前日 当日
主たる用途					
水源	井戸（深さ m） その他（ ）				
検査内容	理化学検査、細菌検査				
理化学検査					
検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
アンモニア態窒素			P H 値		5.8～8.6
			味		異常でないこと
亜硝酸態窒素	mg / L	0.04 mg / L以下	臭気		異常でないこと
			色度	度	5度以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg / L	10 mg / L以下	濁度	度	2度以下
			鉄及びその化合物	mg / L	0.01 mg / L以下
塩化物イオン	mg / L	200 mg / L以下	テトラクロロエチレン	mg / L	0.01 mg / L以下
硬度	mg / L	300 mg / L以下			
有機物 (TOC)	mg / L	3 mg / L以下			

細菌検査					
検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
一般細菌	個	1 mL 中 100 個以下	大腸菌		検出されない こと
判定 及び 意見	適合：上記の検査項目については、水質基準に適合しています。 不適合：上記の○印の検査項目については、水質基準に適合して いません。				
検査 年月日	年	月	日	検査機関及 び検査 担当者名	印

(注) 検査機関及び検査担当者名のうち、検査担当者名については、記名押印
又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第5号（第10条関係）

小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）管理責任者設置届

年 月 日

牛久市長 様

設置者 住所 〔法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名〕 印

小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）の管理責任者を下記のとおり定めたので、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第14条第2項（第21条において準用する第14条第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 確認（届出受理）年月日及び確認（届出受理）番号
- 2 小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）の所在地及び名称
- 3 管理責任者の住所及び氏名
- 4 管理の内容

（注）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第6号（第11条関係）

小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）設置者
（管理責任者）住所（氏名）変更届

年 月 日

牛久市長

様

設置者 住所 { 法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名 } (印)

小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）の設置者（管理責任者）の住所（氏名）を下記のとおり変更したので、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第15条（第21条において準用する第15条）の規定により届け出ます。

記

- 1 確認（届出受理）年月日及び確認（届出受理）番号
- 2 小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）の所在地及び名称
- 3 変更年月日
- 4 変更内容
変更前
変更後

(注) 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

様式第7号（第12条関係）

小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）設置者地位承継届

年 月 日

牛久市長

様

設置者 住所 〔法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名〕 印

下記のとおり、小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）の地位を承継したので、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第16条（第21条において準用する第16条）の規定により届け出ます。

記

- 1 確認（届出受理）年月日及び確認（届出受理）番号
- 2 小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）の所在地及び名称
- 3 承継年月日
- 4 承継前の設置者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 5 承継の事由

（注）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

様式第8号（第13条関係）

小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）廃止届

年 月 日

牛久市長 様

設置者 住所 { 法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名 } (印)

下記のとおり、小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）を廃止したので、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第17条（第21条において準用する第17条）の規定により届け出ます。

記

- 1 確認（届出受理）年月日及び確認（届出受理）番号
- 2 小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）の所在地及び名称
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の事由

（注）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第9号（第14条関係）

小簡易専用水道（簡易専用水道）布設工事届

年 月 日

牛久市長

様

設置者 住所 〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名〕 印

下記のとおり、小簡易専用水道（簡易専用水道）の布設工事をしたいので、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第18条の規定により届け出ます。

記

1 建築物等の概要

	届出受理					
小簡易専用水道（簡易専用水道）の名称	TEL ()					
所在地						
主たる用途						
布設工事着手 完了予定年月日	年 月 日着手予定		年 月 日完了予定			
建築物等の規模	延床面積	m ² （地下	階地上	階）	住宅	戸
使用状況	水量	m ³ /日（平均）	給水人口 人/日（平均）			

2 小簡易専用水道（簡易専用水道）

水源 （水道事業等の名称）		
受水槽	設置場所	① 屋内（地下・その他） ② 屋外（地下・その他）
	材質	① コンクリート②FRP③鋼板 ④その他

様式第10号（第15条関係）

小簡易専用水道（簡易専用水道）届出事項変更届

年 月 日

牛久市長 様

設置者 住所 { 法人又は組合にあつては、
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人又は組合にあつては、
名称及び代表者の氏名 } (印)

下記のとおり、小簡易専用水道（簡易専用水道）届出事項を変更したので、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第19条の規定により届け出ます。

記

- 1 届出受理年月日及び届出受理番号
- 2 小簡易専用水道（簡易専用水道）の所在地及び名称
- 3 変更年月日
- 4 変更の内容
変更前
変更後
- 5 変更の理由

(注) 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

様式第11号（第17条関係）

小簡易専用水道（簡易専用水道）定期水質検査成績書

小簡易専用水道 （簡易専用水道）名					
設置者名					
所在地		TEL ()			
採水年月日		天候		前日 当日	
主たる用途					
原水の供給者名					
検査内容		理化学検査、細菌検査			
理化学検査					
検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
鉄及びその化合物	mg/L	0.3mg/L	臭気		異常でないこと
塩化物イオン	mg/L	200mg/L	色度	度	5度以下
有機物（TOC）	mg/L	3mg/L	濁度	度	2度以下
PH値		5.8～8.6			
味		異常でないこと			
細菌検査					
検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
一般細菌	個	1mL中 100個以下	大腸菌		検出されないこと
判定及び意見	適合：上記の検査項目については、水質基準に適合しています。 不適合：上記の○印の検査項目については、水質基準に適合していません。				
検査年月日	年 月 日	検査機関及び検査担当者名		印	

（注）検査機関及び検査担当者名のうち、検査担当者名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第12号（第18条関係）

（表 面）

牛久市安全な飲料水の確保に関する条例検査員証	
写 真	第 号
	検査職員氏名 生年月日
上記の者は、牛久市安全な飲料水の確保に関する条例第28条第2項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日発行	牛 久 市 長 印

（裏 面）

牛久市安全な飲料水の確保に関する条例（抄） （報告の徴収及び立入検査）
第28条 市長は、小規模水道等の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道等の設置者から工事の施工状況若しくは小規模水道等の管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして工場現場、水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施工状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（略）を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第1号（第5条関係）

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

様式第2号（第6条関係）

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

様式第3号（第7条関係）

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第10条関係）

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

様式第6号（第11条関係）

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

様式第7号（第12条関係）

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

様式第8号（第13条関係）

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

様式第9号（第14条関係）

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

様式第10号（第15条関係）

（一部改正〔令和6年規則34号〕）

様式第11号（第17条関係）

様式第12号（第18条関係）